

平成23年度第3回 岐阜県青少年育成審議会第2部会議事録（要旨）

日 時	平成23年12月2日（金） 13:00～14:10
場 所	岐阜県庁 3南1会議室
出席者	<p>< 委員 > 4名 川田部会長、浅野（隆）委員、磯谷委員、若井委員</p> <p>< 県 > 4名 箕輪男女参画青少年課長、男女参画青少年課職員3名</p>

会議の概要		
1	開会	
2	男女参画青少年課長 あいさつ	
3	諮問事項 有害図書類の指定について 資料の説明の後、図書の回覧により審査、了承を得た。	
4	報告事項 図書取扱業者等の条例の遵守事項について 資料に基づき事務局から説明	
5	その他 「岐阜県子ども・若者育成支援ネットワーク会議」について 資料に基づき事務局から説明	
6	閉会	
議事の概要		
進行次第	発言者	発言
審査意見	磯谷委員	チャンロードは全国一律で指定されているわけではなく、各都道府県で個別指定に対する見解が違うととらえてもいいのか。チャンロードの内容を容認している県もあるということか。
	事務局	各都道府県において個別指定される雑誌については県によって異なる。ドラッグ・マリファナ関連の書籍を指定する県もあれば、暴力団関係の書籍を指定する県もあるなど地域差がある。岐阜県では平成17年から一貫して個別指定をしている。

若井委員	<p>図書についてはもちろんだが、それよりもインターネット上での有害情報の氾濫が問題になるのではないか。</p>
浅野委員	<p>図書はお金を出して買わないとみることができないが、インターネットは環境さえ整っていれば無料で情報を得ることができてしまう。親が知らない間に簡単に情報を得ることができるのではないか。</p>
事務局	<p>携帯電話のフィルタリング強化を呼びかけているが普及率が上がっていないのが現状である。</p> <p>県としては、インターネット環境整備法等の様子を注視している。今は条例制定よりも青少年や保護者向けへの啓発活動に力を入れ取り組んでいる。</p>
川田委員	<p>図書類の陳列方法について、ビニールで包装するとかえって目立ってしまうのではないか。背表紙だけ見せるような陳列方法に統一したほうがいいのではないか。</p>
浅野委員	<p>現在、包括指定に該当する図書はほとんどがテープで2点留めされ陳列されている。岐阜市内の大半の本屋では、有害図書は背表紙だけがみえるような陳列がされているはずでありそのように陳列するよう依頼をしている。(週刊誌やアダルト系の漫画雑誌は表紙がみえるような陳列が多いが。)</p> <p>ただし、書店組合からは組合に加盟している本屋にしか依頼ができない。</p>
磯谷委員	<p>コンビニエンスストアは青少年が有害図書を目にしやすい場所であり、最も気を付けなければいけない場所であると考えられるが以前と比べると、とても積極的に区分陳列等に取り組んでいただいております。</p>

